

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2025年12月24日現在

～2026年1月31日	2026年2月1日～																
▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日	▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日																
第1章 総則 第1条～第3条 (略)	第1章 総則 第1条～第3条 (略)																
第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>32 <u>D S L</u> <u>回線</u></td><td><u>他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るも</u> <u>の</u></td></tr> <tr> <td>33～41 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～31 (略)	(略)	32 <u>D S L</u> <u>回線</u>	<u>他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るも</u> <u>の</u>	33～41 (略)	(略)	第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>32 <u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr> <tr> <td>33～41 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～31 (略)	(略)	32 <u>削除</u>	<u>削除</u>	33～41 (略)	(略)
用語	用語の意味																
1～31 (略)	(略)																
32 <u>D S L</u> <u>回線</u>	<u>他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るも</u> <u>の</u>																
33～41 (略)	(略)																
用語	用語の意味																
1～31 (略)	(略)																
32 <u>削除</u>	<u>削除</u>																
33～41 (略)	(略)																
第5条～第35条 (略) (他社接続契約者回線による制約) 第36条 回線契約者は、協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、他社接続契約者回線を使用することができない場合（ <u>当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。</u> ）においては、Universal Oneサービスを利用することはできません。 (注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。	第5条～第35条 (略) (他社接続契約者回線による制約) 第36条 回線契約者は、協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、他社接続契約者回線を使用することができない場合においては、Universal Oneサービスを利用することはできません。																
第36条の2～第37条 (略)	第36条の2～第37条 (略)																
第9章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務	第9章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務																

～2026年1月31日	2026年2月1日～												
(利用料金の支払義務)	(利用料金の支払義務)												
<p>第38条 Universal One契約者は、そのUniversal One契約に基づいてUniversal Oneサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、Universal One契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日（国際V P Nサービスについてはそれぞれ当日とします。）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金又は当社が指定するサービスオーダフォームに定める料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、付加機能利用料について料金表第1表及び当社が定めるサービス提供条件書に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、Universal Oneサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、Universal One契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>(2) 前号の規定によるほか、Universal One契約者は、次の場合を除き、Universal Oneサービスを利用できなかつた期間中の利用料金の支払いを要します。</p>	<p>第38条 Universal One契約者は、そのUniversal One契約に基づいてUniversal Oneサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、Universal One契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日（国際V P Nサービスについてはそれぞれ当日とします。）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金又は当社が指定するサービスオーダフォームに定める料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、付加機能利用料について料金表第1表及び当社が定めるサービス提供条件書に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、Universal Oneサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定によるほか、Universal One契約者は、次の場合を除き、Universal Oneサービスを利用できなかつた期間中の利用料金の支払いを要します。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Universal One契約者の責めによる理由により、そのUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るもの）を除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合 <u>及びD S L回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合</u> を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</td><td>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金</td></tr> <tr> <td>2～4 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区別	支払いを要しない料金	1 Universal One契約者の責めによる理由により、そのUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るもの）を除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合 <u>及びD S L回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合</u> を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金	2～4 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Universal One契約者の責めによる理由により、そのUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るもの）を除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</td><td>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金</td></tr> <tr> <td>2～4 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区別	支払いを要しない料金	1 Universal One契約者の責めによる理由により、そのUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るもの）を除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金	2～4 (略)	(略)
区別	支払いを要しない料金												
1 Universal One契約者の責めによる理由により、そのUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るもの）を除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合 <u>及びD S L回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合</u> を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金												
2～4 (略)	(略)												
区別	支払いを要しない料金												
1 Universal One契約者の責めによる理由により、そのUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るもの）を除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金												
2～4 (略)	(略)												

～2026年1月31日	2026年2月1日～
3～4 (略) <u>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。</u>	3～4 (略)
第39条～第46条 (略) 第11章 損害賠償 (責任の制限) 第47条 当社は、Universal Oneサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのUniversal One契約者の損害を賠償します。 ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合 <u>又はそのUniversal OneサービスがD S L回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りでありません。</u>	第39条～第46条 (略) 第11章 損害賠償 (責任の制限) 第47条 当社は、Universal Oneサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのUniversal One契約者の損害を賠償します。 ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。
2～5 (略) <u>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。</u> <u>(注2) (略)</u>	2～5 (略) (注) (略)
第48条～第62条 (略) 別記 1～2 (略) 3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約 (1) <u>D S L回線に係るもの</u> ア <u>削除</u> イ <u>NTT西日本株式会社に係るもの</u> <u>I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの</u> <u>品目及び細目等</u>	第48条～第62条 (略) 別記 1～2 (略) 3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約 (1) <u>削除</u>

～2026年1月31日		2026年2月1日～																					
<u>メニュー4</u>	<u>1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s</u>																						
(2) (略) 4～19 (略)		(2) (略) 4～19 (略)																					
料金表		料金表																					
通則		通則																					
1～13 (略) (V P Nサービスの区別等)		1～13 (略) (V P Nサービスの区別等)																					
14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。		14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。																					
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)																					
(3) V P Nサービスには、次の品目等があります。		(3) V P Nサービスには、次の品目等があります。																					
ア～オ (略)		ア～オ (略)																					
カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの		カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th colspan="2">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フレッツタイプ</td><td>光 ア クセ ス回 線に 係る もの</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>DSL回線に係るもの</td><td>1.5 Mb/s</td><td>D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td></td><td>8 Mb/s</td><td>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td></td><td>12Mb/s</td><td>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容		フレッツタイプ	光 ア クセ ス回 線に 係る もの	(略)	DSL回線に係るもの	1.5 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの		8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th colspan="2">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フレッツタイプ</td><td>光 ア クセ ス回 線に 係る もの</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容		フレッツタイプ	光 ア クセ ス回 線に 係る もの	(略)
品 目	内 容																						
フレッツタイプ	光 ア クセ ス回 線に 係る もの	(略)																					
DSL回線に係るもの	1.5 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																					
	8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																					
	12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																					
品 目	内 容																						
フレッツタイプ	光 ア クセ ス回 線に 係る もの	(略)																					

～2026年1月31日

2026年2月1日～

<u>24M b/s</u>	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
<u>40M b/s</u>	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
<u>47M b/s</u>	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
光一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るもの <u>（光アクセス回線に係るものに限ります。）</u> に限ります。）を設置して提供するものであって、フレッツ一括提供型以外のもの
フレッツ一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るもの <u>（光アクセス回線に係るものに限ります。）</u> に限ります。）を設置して提供するもの
フレッツ別契約型	（略）

- 2 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型 （光アクセス回線に係るものに限ります。）にはフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ファミリー	（略）
マンション	（略）

- 3 （略）

備考

- 1 ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
光一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するものであって、フレッツ一括提供型以外のもの
フレッツ一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの
フレッツ別契約型	（略）

- 2 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型にはフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ファミリー	（略）
マンション	（略）

- 3 （略）

～2026年1月31日

2026年2月1日～

4 レイヤー2のベストエフォートアクセスについては、光アクセス回線に係る品目（光一括提供型に係るものに限ります。）及びD S L回線に係る品目を提供しません。

5 レイヤー3のベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスにおけるD S L回線に係る品目については、NTT西日本株式会社に係るものに限り提供します。

キ（略）

(4)（略）

14の2～18（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 V P Nサービスに係るもの

1 適用

区分	内容
(1)～(2)（略）	（略）
(3) 削除	削除
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ（略）</p> <p>工 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下工において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>（ア）～（カ）（略）</p> <p>（キ）<u>光アクセス回線とD S L回線との間の変更</u></p> <p>（ク）～（ケ）（略）</p>

4 レイヤー2のベストエフォートアクセスについては、光アクセス回線に係る品目（光一括提供型に係るものに限ります。）を提供しません。

キ（略）

(4)（略）

14の2～18（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 V P Nサービスに係るもの

1 適用

区分	内容
(1)～(2)（略）	（略）
(3) 削除	削除
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ（略）</p> <p>工 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下工において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>（ア）～（カ）（略）</p> <p>（キ）<u>削除</u></p> <p>（ク）～（ケ）（略）</p>

～2026年1月31日		2026年2月1日～	
	オ (略)		オ (略)
(5)～(9) (略)		(5)～(9) (略)	
2 料金額		2 料金額	
2-1 定額通信料等		2-1 定額通信料等	
2-1-1 レイヤー3に係るもの		2-1-1 レイヤー3に係るもの	
2-1-1-1～2-1-1-6 (略)		2-1-1-1～2-1-1-6 (略)	
2-1-1-7 ベストエフォートアクセス (定額通信料)		2-1-1-7 ベストエフォートアクセス (定額通信料)	
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)	
(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)		(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)	
1の回線契約ごとに月額			
品 目		品 目	
<u>DSL回線に係るもの</u>		<u>DSL回線に係るもの</u>	
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	光アクセス回線に係るもの	ファミリー
	マンション		マンション
6,900円 (7,590円)		6,900円 (7,590)	
2-1-1-8 ベストエフォート (ライト) アクセス (定額通信料)		2-1-1-8 ベストエフォート (ライト) アクセス (定額通信料)	
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)	
(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)		(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)	
1の回線契約ごとに月額			
品 目		品 目	
<u>DSL回線に係るもの</u>		<u>DSL回線に係るもの</u>	
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	光アクセス回線に係るもの	ファミリー
	マンション		マンション
5,500円 (6,050)		5,500円 (6,050)	
2-1-1-9 (略)		2-1-1-9 (略)	
2-1-2 (略)		2-1-2 (略)	

～2026年1月31日	2026年2月1日～
2-2～2-5 (略)	2-2～2-5 (略)
第2 専用サービスに係るもの (略) 第2類 手続きに関する料金 (略) 第2表～第3表 (略) 料金表別表 (略)	第2 専用サービスに係るもの (略) 第2類 手続きに関する料金 (略) 第2表～第3表 (略) 料金表別表 (略)
附 則 (令和5年6月30日 CNS1サ第000400001661-01号) (実施期日) 1 (略) (経過措置) 2 <u>この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供しているベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセス（いずれも契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの（DSL回線に係るもの（西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）に限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u> 3 <u>前項の場合において、回線契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができるものとします。</u> ただし、次に掲げる事項については、変更の請求を行うことはできません。 (1) <u>通信の区分がベストエフォートアクセス（契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの（DSL回線に係るものに限ります。）に限ります。）のもの又はベストエフォート（ライト）アクセス（契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの（DSL回線に係るものに限ります。）に限ります。）のものへの変更</u> (2) <u>DSL回線の移転、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更その他DSL回線に係る利用内容の変更</u>	附 則 (令和5年6月30日 CNS1サ第000400001661-01号) (実施期日) 1 (略) (経過措置) 2 <u>削除</u> 3 <u>削除</u> 4～5 (略) 6 <u>削除</u>
4～5 (略) (料金の改定) 6 <u>第2項の規定にかかわらず、ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセス（いずれも契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの（DSL回線に係るもの（西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）に限ります。）に関する定額通信料については、令和7年10月1日から次に掲げる料金額を適用します。</u>	<u>1の回線契約ごとに月額</u>

～2026年1月31日	2026年2月1日～						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">ベストエフォートアクセス</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>13,850円 (15,235円)</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">ベストエフォート（ライト）アクセス</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>12,450円 (13,695円)</u></td></tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	ベストエフォートアクセス	<u>13,850円 (15,235円)</u>	ベストエフォート（ライト）アクセス	<u>12,450円 (13,695円)</u>	<p>附 則（令和6年12月23日 C N S 1 サ第000400008751-01号） (略)</p> <p>附 則（令和6年12月23日 C N S 1 サ第000400008751-01号） (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和7年12月17日 C N S 1 サ第000400014198-01号）</u> <u>(実施期日)</u></p> <p class="list-item-l1">1 <u>この改正規定は、令和8年2月1日から実施します。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>当社は、令和8年2月1日付で、C N S 1 サ第000400001661-01号（令和5年6月30日）の附則2、附則3及び附則6を削除します。</u></p> <p class="list-item-l1">3 <u>この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p class="list-item-l1">4 <u>この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
区 分	料 金 額						
ベストエフォートアクセス	<u>13,850円 (15,235円)</u>						
ベストエフォート（ライト）アクセス	<u>12,450円 (13,695円)</u>						